

準中型免許取得に伴う補助制度の創設について

1 概要

平成 29 年 3 月 12 日より施行された道路交通法改正により、自動車運転免許の区分が変更となり、取得免許により運転できる車両重量が変更となりました。

○変更前：平成 29 年 3 月 11 日以前に普通免許を取得・・・5 t まで運転可能
↓
「準中型免許」（車両重量 3.5 t 以上 7.5 t 未満）を新設
○変更後：平成 29 年 3 月 12 日以降に普通免許を取得・・・3.5 t まで運転可能
準中型免許を取得・・・7.5 t まで運転可能

これにより、三鷹市消防団で所有している消防ポンプ車は約 4.5 t のため、平成 29 年 3 月 12 日以降に普通免許を取得したものは、三鷹市消防団の消防ポンプ車の運転が出来なくなりました。

このため、今後の消防ポンプ車運転者の継続的な確保を行う必要があることから、普通免許保持者が準中型免許を取得することに対する補助制度の創設を検討します。

2 三鷹市消防団の現状（令和 4 年 4 月 1 日現在）

(1) 消防ポンプの保有台数及び車両重量

- ・保有台数 10 台
- ・車両重量 約 4.5 t ※ 普通免許（新制度）では運転不可

(2) 三鷹市の消防ポンプ車を運転できない団員

- ・新制度の普通免許（3.5 t 未満）取得者 6 名
- ・免許を取得していないもの 1 名

※ いずれも入団 3 年以下の団員が該当しており、現時点での消防ポンプ車の運転には支障は出ていない。

3 準中型免許取得に伴う補助制度の検討（案）について

(1) 目的

消防ポンプ車を運転出来る団員を継続して確保することを目的に、普通免許保持者が準中型免許を取得する経費に対する補助を行う。

(2) 補助対象者について

以下の全ての条件に該当し、準中型免許取得を希望する団員の申請に基づいて所属分団長が推薦する団員を対象とする。

- ア 平成 29 年 3 月 12 日以降に普通免許取得した団員(普通免許を持っている団員)
- イ 団歴が 3 年以上で、活動状況が良好な団員
- ウ 準中型免許取得後、引き続き消防団活動に従事できる見込みの団員

4 補助内容

準中型免許取得に係る自動車教習所での受講費用等について、25 万円程度を上限として補助する。